

「大池小学校安心ルール」

【基本的な考え方】

- 学校安心ルールは、問題行動などに対する未然防止の取り組みです。あらかじめルールを明示することにより、子どもたちが「るべきこと」「してはいけないこと」を自覚したうえで、自らを律することができるように促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃から、「るべきこと」を伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、安心して通うことのできる「魅力ある学校」を目指しています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

段階 対応	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行なうことができる対応
るべきこと	○進んで勉強する ○人(仲間)に親切にする ○素直に話す・聞く ○ルールを守る				
しては いけないこと 第1段階	・授業に繰り返し遅れる	・仲間にに対して、嫌がる言動がある	・指導を素直に聞き入れない場面がある	・「学校生活について」を守らない	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談活動の充実 ・その場での個別指導 ・集団への問題提起 ・継続的な個別指導と点検 ・保護者(家庭)との連携 ・S.Cとの連携 ・SSWの活用 ・必要に応じて、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する
第2段階	・授業のじやまをする		・指導に対して反抗する		
第3段階	・授業中、故意に妨害を繰り返す	・仲間にに対して、言葉の暴力や暴力行為がある	・指導に反抗し、教職員に暴言(暴力)がある	・社会生活のルールを守らない	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者(家庭)との連携 ・継続的な個別指導 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター・少年サポートセンター)と連携した指導 ・個別指導教室を活用した指導 ・必要に応じて、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する

※S.C = スクールカウンセラー SSW = スクールソーシャルワーカー

※「学校等が行なうことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)